

「第2期愛知県貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金」の概要

1 対象事業者

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業を行い、愛知県内に営業所を置く者。

2 対象自動車及び支援額

基準日時点で対象事業者が使用し、愛知県内に使用の本拠の位置があり、有効な自動車検査証の交付を受け、貨物自動車運送事業の用に供する自動車。

ただし、2輪車及び被けん引車は除く。

【基準日】2022年11月1日（火）

<支援区分及び支援額>

支援区分	1台当たり支援額	支援区分の説明		
		自動車検査証の記載事項		備考
		自動車の種別	用途	
普通車	7,000円	普通	貨物	
小型車	4,000円	小型	貨物	
特種車	9,000円	普通、小型	特種	特例けん引車*を含む
		大型特殊	—	
軽自動車	4,000円	軽自動車	貨物、特種	

<特例けん引車制度>

- ・普通車、小型車のけん引車に対する特例です。自動車の種別が大型特殊、又は用途が特種の被けん引車（以下、「特殊・特種被けん引車」という。）と連結する場合、支援区分を特種車として扱います。
- ・申請時には、特例けん引車と特殊・特種被けん引車の両方の自動車検査証が必要です。
- ・詳細は公式ホームページを御確認ください。

※特例けん引車に該当する自動車

- ・2022年11月1日時点で交付対象者が使用し、愛知県内に使用の本拠の位置があり、有効な自動車検査証の交付を受け、貨物自動車運送事業の用に供し、特殊・特種被けん引車と連結する、自動車の種別が普通又は小型、かつ用途が貨物のけん引車

<貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について>

- ・2022年8月9日にパブリック・コメントとして公示された「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について」における軽乗用車の取扱いについては、詳細が決まり次第、公式ホームページ等でお知らせします。